

会員の懲戒処分に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本集中治療推進機構（以下「本機構」という。）の定款第11条の規定に基づき、会員の懲戒処分に関する手続きを公正、迅速に行うために必要な事項を定め、本機構の信用および名誉を保持することを目的とする。

2 本細則は、真にやむを得ない場合にのみ適用することとし、定款ならびに細則を濫用することは慎まなければならない。

(懲戒処分の対象)

第2条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、本機構理事会の発議を経て社員総会の決議に諮った後、懲戒処分を行うことができる

(1) 反社会的または刑罰法令に抵触する行為または本機構の定款もしくは規則に違反したとき。

(2) 本機構の名誉または信用を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

(3) その他懲戒処分を行うべき正当な理由があるとき。

(懲戒処分の効果)

第3条 懲戒処分の効果は以下の通りとする

(1) 除名：除名処分を受けた会員は、その処分を受けた時点で会員の身分を喪失する。

(2) 戒告：

1) 会員資格停止：相当な期間を定めての会員資格を停止する。相当期間とは3ヶ月以上3年未満とする。ただし、刑罰法令に抵触する行為のときは、その量刑に応じて3年を超えることができる。

2) 厳重注意：厳重注意処分を受けた会員は、事後の会員活動において、注意の内容を十分に留意して活動するものとする。なお、厳重注意には口頭、文書、始末書提出による将来を戒めることが含まれる。

(懲戒処分の決定権者)

第4条 代表理事は、第2条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明した時、直ちにその事実の有無、内容、程度、状況などを調査させなければならない。

2 前条に該当する会員に対し懲戒処分（以下「処分」）を通知する前に、処分対象会員から退会届が提出された場合であっても、代表理事の判断により、届出の受理を保留し、本規程に定める手続きを行うことができる。

3 理事会は調査結果に基づき処分に関する発議を行う。ただし、当該処分対象会員に対し、本人が希望した場合には社員総会での決議前に弁明の機会を与えなければならない。

4 処分決定には、理事会での発議を経た後、社員総会において決議される。ただし、戒告については、懲戒の内容に応じて社員総会での決議を省略し理事会において処分を決定することができる。

5 賛助会員については社員総会での決議を省略し理事会において処分を決定することができる。

（規程の改定）

第5条 この細則は、理事会の議により改定することができる

（附則）

この細則は、2024年10月28日から施行する。